

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、あらゆるステークホルダーの利益を尊重しつつ、企業価値の向上を図るためには、「コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題である」と位置づけ、継続的なコーポレートガバナンスの強化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使、招集通知の英訳)

当社は現在海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使(議決権電子行使プラットフォーム)や招集通知の英訳を採用していません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則3-1-2】(英語での情報開示)

当社は現在海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用していません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3】(資本政策の基本的な方針)

資本政策については、企業価値及び株主価値の向上を図るため、財務の健全性、資本効率及び株主還元の適正なバランス等を勘案し取り組んでいきます。具体的目標として、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、営業利益率、1株当たり当期純利益(EPS)とあわせ、利益還元方針を定めており、当社ウェブサイト等で開示するとともに、株主総会での説明を行っており、引き続きIR活動にも取り組んでいくこととしています。【中期経営計画】<http://www.seibu-denki.co.jp/>

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

(保有方針)

当社は、以下のような場合に、政策的に上場株式を保有する方針としています。

- (1)保有先企業との取引関係の維持・強化に資すると判断される場合
- (2)業務提携の推進や取引拡大により、当社グループの発展に資すると判断される場合
- (3)当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合

(議決権行使基準)

当社は、政策保有株式の議決権行使に当たっては、提案されている議案について、株主価値の毀損につながるものではないかを確認します。あわせて投資先企業の、持続的な企業価値の向上につながるかどうかを総合的に勘案した上で賛否を判断し議決権を行使します。

【原則1-5】(いわゆる買収防衛策)

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とし、新株予約権を利用した事前警告型買収防衛策を平成19年6月22日開催の第62期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」として導入しました。

なお、有効期間満了の都度、株主の皆様からの承認を得た上で継続導入し、現在に至っています。

対応方針の詳細な内容については、当社ウェブサイトに掲載しています。アドレス <http://www.seibu-denki.co.jp>

【補充原則1-5-1】(公開買付けに対する取締役会としての考え方)

当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、当該買付行為に対する取締役会としての評価、検討結果を速やかに株主へ開示します。また、買収防衛策を導入していますが、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じる権利を妨げることがないように、対抗措置の発動については十分検討を行うこととしています。

【原則1-6】(株主の利益を害する可能性のある資本政策)

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、社内の審議機関である経営会議にてその必要性・合理性について十分な検討と議論を行った上で、取締役会にて決定し、必要に応じて株主に対して当該資本政策の決定内容について開示するとともに、十分な説明を行うよう努めます。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役会規則、職務権限規程に従い、全ての取引について取引の規模及び重要性に応じた必要な決議、決裁を経て実施することとしており、その過程において関連当事者間取引について把握し、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会に付議し承認を得ることとしています。

また、取締役が行う競業取引及び利益相反取引については、会社法及び取締役会規則に基づき、取締役会に付議し承認を得ることとしています。更に、役員に対しては、年に1度、関連当事者間取引に関する確認書により、関連当事者間取引の有無等について確認しています。

【原則2-3】(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

西部電気工業グループとしての経営理念及びコンプライアンス憲章を定め、グループとして地球環境へ配慮した企業活動を行い、社会的責任を

果たし、社会から信頼される企業グループとして、発展していくこととしています。当社グループは、社会貢献活動として、「企業の森づくり活動」、「松林再生・保全活動」等地域協働による環境保全活動に取り組んでいます。また、当社は、ISO14001を取得し、全社的な環境方針と毎年の取組目標を定め、節電、紙使用の節約・再資源化、適切な産業廃棄物処理に取り組んでいます。

【原則2-4】(女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保)

事業を成長・発展させていくためには、多様な社員が持てる力を十分発揮することが不可欠であると認識し、とりわけ女性社員の活躍推進については、キャリア形成・働きやすい職場環境並びにワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援として、以下の項目について積極的に推進していくこととします。

1. 継続就業の取組

社員が育児や介護に従事できるよう社内制度(育児・介護のための勤務時間短縮、育児休業、介護休業、介護休暇等)の整備を図っています。

2. 女性社員数の拡大

新規採用数の拡大及び平成27年4月より、エリア社員制度(勤務地限定)を制定し有期雇用からの社員化を推進しています。

3. 登用の取組

スキル把握を踏まえた育成・配置、社外セミナーの受講等の実施により、女性管理職数の拡大を図っていく考えです。

4. 環境整備の取組

社内制度の整備、女性社員による意見交換の実施、社外セミナーへの参加を行っているところであり、今後も引き続き働きやすい環境づくりに向け取り組んでいく考えです。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(i)経営理念や経営方針については、当社ウェブサイト、株主通信等に開示しています。

また、中期経営計画についても策定・公表し、当社ウェブサイト、株主通信等に開示しています。

【中期経営計画】<http://www.seibu-denki.co.jp/>

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な方針

(基本的な考え方)

当社は、あらゆるステークホルダーの利益を尊重しつつ、企業価値の向上を図るためには、「コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題である」と位置づけ、継続的なコーポレートガバナンスの強化に努めます。

(コーポレートガバナンス基本方針)

経営理念

西部電気工業グループは、常に未来を先見し、卓越する技術力と不断の挑戦により、豊かな社会づくりに貢献します。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、あらゆるステークホルダーの利益を尊重しつつ、企業価値の向上を図るためには、「コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題である」と位置づけ、継続的なコーポレートガバナンスの強化に努めます。

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主が等しく、株主の権利を適切に行使しうるように十分に配慮し、適切な対応を行います。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出には、株主、取引先、顧客、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの協働関係が不可欠であるとの認識のもと、「総合エンジニアリング企業」として、お客様のご要望とご期待に十分かつ迅速に応えられるよう西部電気工業グループ一丸となって取組み、社会の発展に貢献できる企業となるよう努めます。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つと認識し、適切な情報開示を行います。

情報開示に当たっては、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、適時開示以外にもウェブサイトへの掲載等様々な手段により積極的に開示を行います。

4. 取締役会等の責務

(1)取締役会は、当社の持続的な成長と企業価値の向上等を図るため、経営戦略・経営方針の決定及び実行管理等を適時適切に実施し、安定的な経営基盤の確立、株主資本の効率性向上等に努めます。

(2)取締役会規則、職制規程、業務分掌規程及び職務権限規程等を定めており、取締役と各部署の職務と責任を明確にすることで経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備を行います。

(3)当社は、代表取締役社長、社外取締役等を構成員とする任意の指名委員会において経営陣幹部の評価を審議し、人事に反映します。また、取締役会は内部統制やリスク管理体制を適切に整備するとともに、経営陣、主要株主等の関連当事者との間の利益相反を適切に管理します。

5. 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主・投資家等と積極的・建設的な対話が重要であると認識しています。そのため、IR担当取締役を中心にIR体制を整備し、株主・投資家等からの面談依頼に対して代表取締役社長、IR担当取締役、財務担当取締役を中心に合理的な範囲で応じるとともに、個人株主からの問い合わせについても対応できる体制を整備します。また、株主・投資家等との対話の結果を経営に活かすため、必要によりその内容を取締役に報告します。

(iii)当社取締役の報酬は、確定金額報酬(固定報酬、自社株報酬)と、業績によって変動する業績連動報酬によって構成(社外取締役は確定金額報酬の固定報酬のみ)され、その限度はそれぞれ株主総会の決議により承認された額とし、各取締役の報酬は、より透明性、客観性を高める観点から代表取締役社長、独立社外取締役等を構成員とする任意の報酬委員会が審議を行い取締役会の決議によって決定しています。

(iv)取締役・監査役候補の指名に当たっては、法定の要件を備え、人格・見識ともに優れ、その職責を全うすることができる者を人選することとし、取締役会の推薦を受け、株主総会の決議により決定しています。社外取締役・監査役については、専門的・客観的視点から経営に対する助言や監督等を行っていただく観点から、企業経営の実務経験を有する方、法務や財務の専門家等多様な人材の中から指名することとしています。なお、取締役の指名手続きについては、より公正性、透明性を高める観点から、任意の指名委員会が審議を行い取締役会の決議により決定しています。

(v)取締役・監査役の指名理由については、個々の候補者の選任理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任)

当社取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その基準は取締役会規則に定めています。また、取締役会に付議しない事項に関しては、職務権限規程に基づき、執行役員等の業務執行者にその意思決定及び執行を委ねるとともに、取締役会はそれら執行役員等の業務執行者の職務執行の状況を監督しています。

〔補充原則4-1-2〕(中期経営計画の実現、分析、説明)

取締役会及び経営陣幹部は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであると認識しており、計画の進捗状況を把握・分析し、株主に対して決算報告書などを通じ、丁寧かつ十分に説明を行うとともに、達成に向けた次年度計画の立案に反映していきます。

〔原則4-8〕(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与する観点から、独立社外取締役を2名選任しています。

〔原則4-9〕(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

社外取締役の選任に当たっては、法定の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視しています。また、当社は、社外役員に関する独立性基準を定め、当該独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しています。

< 独立性判断基準 >

1. 現在又は過去において、当社及び当社子会社の取締役・監査役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
2. 当社を主要な取引先(当社との取引が売上高の2%以上)とする者又はその取締役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
3. 当社の主要な取引先(当社との取引が当社連結売上高の2%以上)又はその取締役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
4. 当社の主要な借入先(当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関)又はその取締役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に多額(年間1,000万円以上)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)でないこと
6. 当社の大株主(総議決権の10%以上を保有する者)もしくは当社が大株主(総議決権の10%以上を保有する会社)の取締役・監査役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
7. 当社及び当社子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている法人・団体等に属していないこと
8. 過去3年において上記2～7のいずれかに該当していた者でないこと
9. 上記1～7に掲げる者の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族でないこと
10. その他当社一般株主と利益相反関係が生じ得る特段の理由が存在すると認められる者でないこと

〔補充原則4-11-1〕(取締役・監査役の選任に関する方針)

取締役・監査役については、法定の要件を備え、人格・見識ともに優れ、その職責を全うすることができる者を選任することとし、これまで培った豊富な知識・経験、専門とする業務内容、企業経営の実務経験などを考慮しつつ、定款に定める員数(取締役は12名以内、監査役は4名以内)に基づき選任しています。

〔補充原則4-11-2〕(取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況)

当社取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、当社取締役及び監査役の業務に十分な時間と労力を注いでおり、兼任については合理的範囲に留めることとしています。また、取締役及び監査役(社外者を除く)が他の会社の役員を兼任する場合は、取締役会規則に基づき取締役会の承認を得ることとしています。

〔補充原則4-11-3〕(取締役会全体の実効性に関する分析・評価・開示)

取締役会は原則として毎月開催され、業務執行にかかわる重要事項が時機に遅れることなく決定され、報告されています。また、取締役会では十分な審議時間を確保して社外取締役を含め活発な議論、検討を行っています。

当社は、取締役・監査役へのアンケート及び取締役会評価委員会での検討結果を踏まえ、取締役会において取締役会全体の実効性に関する分析・評価を平成28年度に引き続き平成29年度も行いました。その結果、全体としては、取締役会の実効性が有効に機能していると評価しました。今後は、取締役会の実効性を高め、更なるコーポレートガバナンス体制の強化を図っていきます。

〔補充原則4-14-2〕(取締役・監査役に対するトレーニング方針)

当社取締役・監査役が、その役割・機能を果たすために必要とする、法令、コーポレートガバナンス、経営知識等に関する研修等を実施するとともに、経営会議の内容等、経営に関する重要情報の共有などを行うことにより、取締役・監査役の職務遂行の支援を図っています。

〔原則5-1〕(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、代表取締役社長、IR担当取締役、財務担当取締役を中心に合理的な範囲で対話を持つように努めていきます。当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでいきます。また、取締役会は株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を定め、適切に対応していきます。

(i) (ii) 総務部を所掌する取締役をIR担当取締役と定めるとともに、総務部をIR活動の事務局と定め、事務局が各部門と有機的に連携し、対応しています。

(iii) 投資家説明会の実施等については、引き続き実施していくこととします。

(iv) IR活動等の対話にて重要な株主の意見等が把握できた場合は、経営会議等に報告し検討するとともに、必要に応じ、取締役会へ報告等を実施します。

(v) 株主・投資家・アナリストとの対話の際には、対話内容、資料等について十分留意し、インサイダー情報については厳格に管理することとしています。また、対話を通じて、情報の不均衡が発生した場合には、説明資料のタイムリーな開示等を通じ、発信情報の均一化に取り組むこととします。

〔原則5-2〕(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、営業利益率、1株当たり当期純利益(EPS)とあわせ、利益還元方針を定めており、当社ウェブサイト等にて公開するとともに、株主総会において説明を行っており、引き続きIR活動にも取り組んでいくこととしています。

〔中期経営計画〕<http://www.seibu-denki.co.jp/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西部電気従業員持株会	216,154	4.88
第一生命保険株式会社	203,768	4.60
株式会社肥後銀行	202,497	4.57
三井住友信託銀行株式会社	172,600	3.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	104,700	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	104,000	2.35
株式会社十八銀行	102,106	2.31
株式会社ナカヨ	101,000	2.28
明治安田生命保険相互会社	100,600	2.27
株式会社SYSKEN	97,800	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

当社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、当社と株式会社協和エクシオ(以下、「協和エクシオ」といいます。)の経営統合のため協和エクシオを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結し、平成30年6月22日開催の当社の第73期定時株主総会において本株式交換契約の承認を得ましたので、本株式交換の効力発生日(平成30年10月1日)に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所において平成30年9月26日付で上場廃止(最終売買日は平成30年9月25日)となる予定です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本仁告	他の会社の出身者											
垣田英策	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本仁告	○	平成26年12月末まで株式会社福住の取締役副社長でしたが、当社と同社との間に重要な取引関係はなく、これまで当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	長年にわたる金融機関での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識を当社の経営に活かすとともに、客観的かつ公正な立場から当社の経営の意思決定及び監督機能を発揮することを期待し社外取締役としています。 また、平成26年12月末まで株式会社福住の取締役副社長でしたが、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。 以上により、一般株主等と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であることから独立役員として指定し、東京証券取引所等に届け出ています。

垣田英策	○	平成25年2月まで株式会社竹中工務店の業務執行者(退任時 常務執行役員)でありましたが、当社と同社との間に重要な取引関係はなく、これまで当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	長年にわたる建設業での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識を当社の経営に活かすとともに、客観的かつ公正な立場から当社の経営の意思決定及び監督機能を発揮することを期待し社外取締役としています。また、平成25年2月まで株式会社竹中工務店の常務執行役員でありましたが、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。以上により、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であることから独立役員として指定し、東京証券取引所等に届け出ています。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名委員会は、取締役候補者・監査役候補者の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的に設置しております。また、最高経営責任者である代表取締役社長の後継者の計画についても、指名委員会で審議する予定です。

報酬委員会は、取締役の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的として設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査部門とは、監査計画及び監査実施状況を中心に、年4回の協議を実施。その他、必要に応じ随時打合せを実施しています。内部監査部門とは、監査計画・監査結果に係る会合を定期的(月1回)に実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飛田憲一	他の会社の出身者													
田嶋隆二	他の会社の出身者													
藤田直己	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飛田憲一	○	平成28年6月まで、株式会社百花園の会長でしたが、当社と同社の間に重要な取引関係はなく、これまで当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	長年にわたる金融機関での経験、さらに他社の取締役、監査役としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識に基づき公正な立場から取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できることから社外監査役としています。 なお、当社の大株主であり取引銀行の一つである株式会社肥後銀行の常務取締役、常勤監査役を歴任していましたが、退任後5年以上経過していること、また同行とは定常的な取引関係があるに過ぎないため、同行が当社の意思決定に重要な影響を与える関係にはありません。また、平成28年6月まで株式会社百花園の会長でありましたが、当社は同社と重要な取引関係はありません。 以上により、一般株主等と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であるとして独立役員として指定し、東京証券取引所等に届け出ています。
田嶋隆二	○	平成26年9月まで、共立建設株式会社の業務執行者(退任時 九州支店長)でありましたが、当社と同社との間に重要な取引関係はなく、これまで当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	長年にわたる電気通信事業での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識に基づき公正な立場から取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できることから社外監査役としています。なお、当社の主要取引先である西日本電信電話株式会社の業務執行者でありましたが、退任後10年以上が経過しており、同社の意向に影響される立場にはありません。また、平成26年9月まで共立建設株式会社の業務執行者でありましたが、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。 以上により、一般株主との利益相反を生じる恐れがない社外監査役であるとして独立役員として指定し、東京証券取引所等に届け出ています。
藤田直己	○	現在、公認会計士藤田直己事務所の所長ですが、当社と同事務所との間に契約関係はなく、これまで当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	長年にわたる監査法人での経験、さらに公認会計士としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識に基づき公正な立場から取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できることから社外監査役としています。なお、新日本有限責任監査法人に所属しておりましたが、当社との契約はなく、現在は、公認会計士藤田直己事務所の所長ですが、当社と同事務所の契約はありません。 以上により、一般株主等と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であるとして独立役員として指定し、東京証券取引所等に届け出ています。

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、取締役の業績向上に対する意欲及び士気を高めるとともに、業績と報酬が連動することが取締役報酬のあり方としては妥当と考えています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成29年度の取締役及び監査役への報酬等の額はつぎのとおりです。

取締役13名 170百万円(うち社外取締役2名 10百万円)

監査役5名 24百万円(うち社外監査役4名 12百万円)

- (注) 1. 上記には、業績連動報酬として取締役に支払った40百万円が含まれています。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給と相当額(91百万円)は含まれていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第66期定時株主総会終結のときをもって役員退職慰労金制度及び役員賞与を廃止したことに伴い、報酬の額を従来の月額による定めから年額の定めへ改め、取締役報酬額を「確定金額報酬として年額2億円以内、業績連動報酬として当期純利益を指標により算定した額」、また、監査役の報酬を「確定金額報酬として年額36百万円以内」に改定しました。
なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれていません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- < 社外取締役 >
取締役会の開催に際しては、資料を事前に提供するとともに、必要に応じて議案の内容を説明することとしています。
- < 社外監査役 >
監査役会において、常勤監査役から経営会議等に関する情報を提供するとともに、会計監査人及び内部監査部門との定期的打ち合わせ実施により情報を提供しています。
また、取締役会の開催に際しては、常勤監査役から事前に情報を提供しています。
なお、監査役の職務執行補助を目的として、監査役室を設置し、職務執行補助者を配置しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・経営会議(毎週月曜日開催を基本)への「重要案件に係る業務執行の具体的方針・計画」の審議・報告
- ・取締役会(毎月、第二、第四月曜日開催を基本)への「法定事項、経営に関する重要事項」の付議・報告とこれらに係る取締役による業務執行状況の監督等
- ・全監査役の取締役会への出席、及び常勤監査役の経営会議その他の重要会議への出席、決裁書類の閲覧、業務執行状況の調査等経営状態及び取締役等の業務執行状況の監視
- ・監査の状況

社内監査部門 → 監査部(4名配置)

・会計監査人の状況

氏名	所属監査法人名	継続監査年数
宮本芳樹	有限責任監査法人トーマツ	2年
岡部麻子	有限責任監査法人トーマツ	1年

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役、社外監査役の配置による業務執行の監督・監査体制、リスク管理及びコンプライアンス委員会の設置による内部統制体制を構築することにより、コーポレート・ガバナンス機能が十分発揮できる体制を構築できていると考えています。

なお、コーポレートガバナンス・コードの導入を踏まえ、今後、各種検討を深め、更なるガバナンス体制の強化を図っていきます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年度に係る定時株主総会の招集通知は法定期日より4営業日前に発送しました。 また、発送の3日前にTDnet及び当社ウェブサイトにて公開しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年度決算に係る定時株主総会は平成30年6月22日に開催し、集中日を回避した日程としています。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月開催の定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を採用しました。
その他	より多くの株主総会出席者を確保するため、出席者に対して記念品を贈呈しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年11月に福岡証券取引所主催の個人投資家向けの説明会(福岡市)にて説明を実施しました。(説明・代表取締役社長、その他役員2名が同席)。	あり
IR資料のホームページ掲載	事業及び決算等に係る会社情報について、当社ウェブサイトに記載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部をIRに関する主管部としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	西部電気工業グループコンプライアンス憲章において、ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を行う旨を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・ISO14001を取得し、全社的な環境方針と毎年の取組目標を定め、節電、紙使用の節約・再資源化、適切な産業廃棄物処理に取り組んでいます。 ・奨学金制度の設立、献血活動等による地域貢献活動を実施しています。 ・社会貢献活動として、森林整備活動「西部の森づくり活動」、「松林再生・保全活動」等地域協働による環境保全活動に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	開示規則に基づく会社情報及びその他、組織・役員人事等重要な会社情報を当社ウェブサイトに掲載しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- ・平成18年5月11日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、その基本方針に基づき、次の取組みを実施しました。
- ・コンプライアンス推進室の設置(平成18年3月)、内部通報に係る社内規程の整備を図るとともに、職務権限規程、文書管理規程、役員規程、子会社管理規程等は見直しを実施しました。
- また、コンプライアンス推進の強化に向けて西部電気工業グループコンプライアンス憲章、コンプライアンス規程を制定、コンプライアンス委員会を設置し教育活動を実施しているほか、リスク管理体制の強化に向けてリスク管理規程を制定、リスク管理委員会を設置しました。
- ・監査役の職務執行補助を目的とし、平成19年3月に監査役室を設置し、職務執行補助者を配置しています。
- 今後も、引き続き体制構築に向けた取組みを行います。
- なお、平成27年4月24日開催の取締役会において、会社法等関係法令の改正にもとづき、体制の一部変更について決議しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、西部電気工業グループコンプライアンス憲章において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨むこととしています。
- なお、内部統制システム構築の基本方針においても同様の規定を定めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とし、新株予約権を利用した事前警告型買収防衛策を平成19年6月22日開催の第62期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」として導入しました。

なお、有効期間満了の都度、株主の皆様からの承認を得たうえで継続導入し、現在に至っています。

対応方針の詳細な内容については、当社ウェブサイトに掲載しています。

アドレス <http://www.seibu-denki.co.jp>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

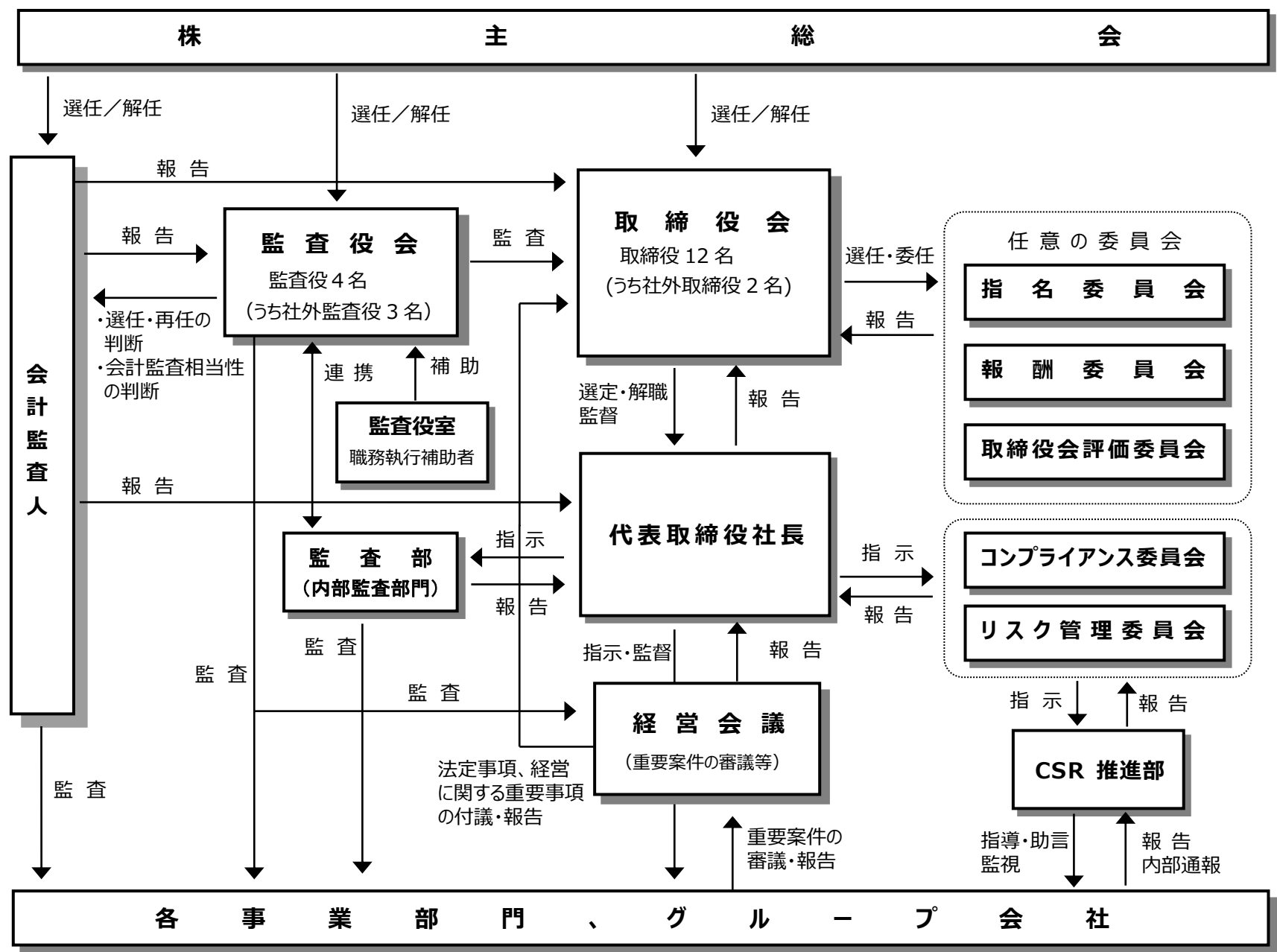
適時開示体制の概要

当社における投資者の投資判断に重要な影響を与える事実・決算等会社情報の開示に向けては、総務担当取締役を総括情報管理責任者(情報取扱責任者)に指名するとともに、開示すべき情報を把握・管理する責任者(情報管理責任者)を指名し、適時開示規則に基づき、決定事実・決算に係る情報は取締役会で決議・決定された時点、また発生事実に係る情報はその発生を確認した時点で、確実に情報開示を行っています。

また、子会社に係る情報の開示については、子会社毎に情報管理責任者を指名し、当社が確実に開示すべき情報を把握・管理できる体制を整備しています。

【参考資料：模式図】

＜コーポレート・ガバナンス体制＞



＜適時開示体制＞

